

国立大学法人東京農工大学環境管理施設運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学環境管理施設運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学環境管理施設運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16環経教規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学環境管理施設（以下「管理施設」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学環境管理施設（以下「管理施設」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則

この規則は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。